

釧路市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、合併処理浄化槽の適正な維持管理を促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う者に対し、維持管理等に係る費用の一部を、予算の範囲内において補助金を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定するし尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率 9 0 パーセント以上かつ放流水の BOD が 1 リットル当たり 2 0 ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (2) 浄化槽管理者 法第 7 条に規定する浄化槽の所有者、占有者その他の者で浄化槽の管理について権原を有する者をいう。
- (3) 補助対象地域 下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条第 1 項の規定により供用開始の告示をされた区域を除く市の区域をいう。
- (4) 釧路検査事務所 法第 5 7 条に基づいて北海道知事の指定を受けた公益社団法人北海道浄化槽協会が設置する釧路検査事務所をいう。
- (5) 専用住宅 居住を目的とした住宅または店舗等を併用した住宅で、専ら居住の用に供する部分が延床面積の 2 分の 1 以上であるものをいう。

(補助金の交付対象)

第 3 条 市長は、補助対象地域内において、次に掲げる条件を満たす者に対して、予算の範囲内で補助を行う。

- (1) 自己の住所地において、合併処理浄化槽を設置している自己の居住の用に供する専用住宅に現に居住していること。

(2) 前号の合併処理浄化槽についての浄化槽管理者であること。

(3) 法第 11 条に規定する水質に関する検査を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助を行わない。

(1) 法第 5 条第 1 項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置した者

(2) 市税等を滞納している者

(3) その他市長が、この要綱の趣旨に反し、補助を行うことが適当でないと認める者

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、合併処理浄化槽 1 基につき 8,000 円とする。

（補助金の交付の申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 完納証明書（職員による納税状況の確認に同意しない場合に限る。）

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定等）

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査するとともに、釧路検査事務所からの水質検査結果報告書を確認し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び受領の委任）

第 7 条 前条第 2 項の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の請求及び受領に関する権限を釧路検査事務所に委任するものとし、その

旨を記載した委任状を市長に提出しなければならない。ただし、当該年度以前に当該補助金の交付の決定を受け、委任状を提出した者は、当該年度の委任状の提出を省略することができる。

(補助金の請求及び交付)

第8条 釧路検査事務所は、市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取り消し及び返還)

第9条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為があったとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。